

# ゴルフ协会会员権の

ゆくえ

●3●

## 西村 國彦(弁護士)

最近、民間に戻った堺屋太一さんが精力的に文章を書かれています。驚くことに、そのテーマは「平成官僚の無能」です。この間、民間の自由な発想を封じ込めるばかりで、形式的な法律論を振り回して、タコソボの中の利権や権益を守ることに考えられないような役人の行動パターンにほぼ失望されたのではないのでしょうか。

ゴルフ界も同様だと思える

ます。会員の権利調整は、契約法の解釈ではなく民事再生法の手続きの中でやるべきだ、との考えが裁判官の中で台頭しているようです。

しかしもう「お上」の指導によって民間の経済活動や文化活動を定める時代は終わっ

ました。そんなものは先例がないので認められないと言われたそうです。この話を聞いた時、私は、既成観念や過去の先例ばかりに気を取られているお役人の「指導」を受けるのではなく、もっとみんなで勉強し、自由な発想でゴルフ場再

長は地元の弁護士にこの不条理を何とかしてくれよう相談しました。昔は民事再生法しかないというものでしたが、そんなバカな！と彼は親しい会員たちに相談したところ、民事再生をやる前にも

いたクラブの復活です。次にゴルフ場の土地建物を含むゴルフ場財産をその中間法人に所有権移転してもらいます。会員全体とゴルフ場会社に106億円の預託金債権を持っていくわけですから、その保全になります。これはもともと会員のお金でできたゴルフ場の原点到ることにもなります。

所有権移転の原因は、いろいろな事情を考慮して、大正時代から銀行の再建等に使用されてきた信託法という法律に基づいたものになりました。

しかし、これで「めでたしめでたし」ではありません。取りあえず「会員の会員による会員の動きは、これまでの流れを変える一つの試みとして注目に値します。」

# 中間法人でゴルフ場再生

たのではないのでしょうか。数年のスキームづくりをしまし

しかし、ここに来て幾つかずだ、われわれ会員のお金で預託金返還の裁判が起きてきた。その急先鋒はなん

でも返還したらずく倒産することは確実でした。そこで中間法人を研究している専門家

ある地方のゴルフ場オーナーが、永久債(ゴルフ場が

金もない以上、会員が団結してゴルフ場を支えれば倒産手

なゴルフ場再生案を会員主導で作りに上げたのです。

司法の世界でも2年半前の民事再生法施行以後、預託金

預託金の(こと)の話聞いて、地方の旧通産局にお伺い

ます立ち上がった会員の代表者が会員の団体をつくり、中間法人法によって法務局に登記します。まさに失われて

はせき止められようとしてい

てないのです。美山の理事

器に何を盛るかはこれから中間法人の中で会員たちの手で決めなくてはいけないのです。しかしこれまでは、会員たちが器をつくらうとしても一部の会員たちが器の材料を早い者勝ちで持ち去るという無政府状態だったわけですから、ステーツが変わったといえるでしょう。その意味で会員の総意で物事が決定できる中間法人によるゴルフ場再生

を立てて行った時のことで

既にオープン後10年が経過し

てないのです。美山の理事